

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 1 7 号

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例

鈴鹿市市営住宅条例（平成 9 年鈴鹿市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条― <u>第 2 条の 2</u> ）	第 1 章 総則（第 1 条・ <u>第 2 条</u> ）
第 1 章の 2 市営住宅等の整備基準（ <u>第 2 条の 3―第 2 条の 18</u> ）	第 1 章の 2 市営住宅等の整備基準（ <u>第 2 条の 2―第 2 条の 17</u> ）
第 2 章―第 4 章 略	第 2 章―第 4 章 略
第 5 章 駐車場の <u>管理</u> （第 54 条― <u>第 56 条の 2</u> ）	第 5 章 駐車場（第 54 条― <u>第 56 条</u> ）
第 6 章 <u>指定管理者による管理</u> （第 56 条の <u>3・第 56 条の 4</u> ）	<u>第 6 章・第 7 章</u> 略
第 7 章・ <u>第 8 章</u> 略	附則
附則	第 2 条 略
第 2 条 略	
<u>（名称及び位置）</u>	
<u>第 2 条の 2 市営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u>	
第 1 章の 2 略	第 1 章の 2 略
<u>第 2 条の 3～第 2 条の 18</u> 略	<u>第 2 条の 2～第 2 条の 17</u> 略
（入居者の公募の方法）	（入居者の公募の方法）
第 3 条 市長は、 <u>市営住宅</u> の入居者の公募を	第 3 条 市長は、入居者の公募を次の各号に

次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) インターネット

(6) 略

2 前項の公募に当たっては、市営住宅の名称、戸数、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる事由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

(1)～(4) 略

(5) 令第5条第1号に掲げる事由

(6) 令第5条第2号に掲げる事由

掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の家賃の積算概要、供給場所、戸数、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第4条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

(1)～(4) 略

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事

(7)・(8) 略

(入居者資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては第1号及び第3号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条に規定する者）にあっては第4号及び第7号）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 略

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者その他規則で定める者を含む。以下同じ。）があること。

(3)～(5) 略

(6) 過去において市営住宅に入居していた者にあっては、現に家賃の滞納がなく、かつ、第42条第1項各号（第8号を除く。）の規定による住宅の明渡し請求を受けたことがない者であること。

(7) 略

2 前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とす

業の執行に伴う住宅の除却

(7)・(8) 略

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条に規定する者）にあっては第4号及び第7号）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 略

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

(3)～(5) 略

(6) 過去において市営住宅に入居していた者にあっては、現に家賃の滞納がなく、かつ、第42条第1項第1号から第5号までの規定による住宅の明渡し請求を受けたことがない者であること。

(7) 略

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

る。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) 略

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

(入居者資格の特例)

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) 略

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(入居者資格の特例)

第6条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止（以下「用途廃止」という。）により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（高齢者等にあつては、同項第1号及び第3号から第7号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み及び決定）

第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 略

3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨及び入居の日（以下「入居指定日」という。）を当該者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

4 略

（入居者の決定等）

第6条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第1号及び第3号から第7号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み及び決定）

第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 略

3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

4 略

（入居者の決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、令第7条各号に掲げる者のうち、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

2～4 略

5 市長は、令第7条各号に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、第1項から第3項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居者を決定することができる。

(1) 第5条第2項第2号から第4号までに掲げる者、第6号から第9号までに掲げる者若しくは炭鉱離職者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族にこれらの者がいる者

(2) 60歳以上の者（現に同居し、又は同居しようとする親族がいる場合にあつては、そのいずれもが60歳以上若しくは18歳未満である者に限る。）

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、令第7条各号に掲げる者のうち、住宅に困窮する度合いの高いものから入居者を決定する。

2～4 略

5 市長は、令第7条各号に規定する者のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて20歳未満の者を扶養しているもの、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者その他規則で定める者については、第1項から第3項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に決定して入居させることができる。

に規定する配偶者のない男子であって、

20歳未満の者を扶養しているもの

(4) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

6 市長は、第1項又は前項の規定により入

居者を決定した場合には、入居の旨及び入

居指定日を入居決定者に対し通知するもの

とする。

(住宅入居の手続等)

第10条 入居決定者は、入居指定日までに次

の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 略

(2) 第19条第1項に規定する敷金を納付
すること。

2 入居決定者は、入居指定日から1月以内
に入居しなければならない。

3 入居決定者がやむを得ない事情により入
居の手続又は入居を前2項に定める期間内
にすることができないときは、前2項の規
定にかかわらず、市長が別に指示する期間
内に前2項に定める手続又は入居をしなけ
ればならない。

4 略

5 市長は、入居決定者が次の各号のいずれ
かに該当する場合には、市営住宅の入居者
としての決定を取り消すことができる。

(住宅入居の手続)

第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあ

った日から7日以内に、次の各号に掲げる
手続をしなければならない。

(1) 略

(2) 第19条の規定により敷金を納付する
こと。

2 市営住宅の入居決定者は、前項各号の手
続完了の日から10日以内に入居しなければ
ならない。

3 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事
情により入居の手続又は入居を前2項に定
める期間内にすることができないときは、
前2項の規定にかかわらず、市長が別に指
示する期間内に前2項に定める手続又は入
居をしなければならない。

4 略

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項
又は第2項に規定する期間内に第1項各号
に規定する手続又は第2項に規定する入居
をしないとき、又は偽りその他不正な行為
によって入居の決定を受けたときは、市営

(1) <u>偽りその他不正の行為により入居者としての決定を受けたとき。</u> (2) <u>正当な事由がなく第1項又は第3項に規定する入居の手続を行わないとき。</u> (3) <u>正当な事由がなく第2項又は第3項に規定する入居をしないとき。</u> (連帯保証人) 第11条 前条第1項第1号の連帯保証人は、市内に住所又は勤務場所を有し、独立の生計を営み、かつ、<u>入居決定者</u>と同等以上の収入を有する者でなければならない。 2 前項の連帯保証人を立てることができない場合は、<u>入居決定者</u>の親族で、独立の生計を営み、かつ、<u>入居決定者</u>と同等以上の収入を有する者をもって連帯保証人としてすることができる。 (同居の承認等) 第12条 市営住宅の入居者（以下「<u>入居者</u>」という。）は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。 2 前項の場合において、同居させようとする者が暴力団員であるときは、市長は、<u>同項</u>の承認をしてはならない。 3 <u>入居者</u>は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、当該異	<u>住宅の入居</u>の決定を取り消すことができる。 (連帯保証人) 第11条 前条第1項第1号の連帯保証人は、市内に住所又は勤務場所を有し、独立の生計を営み、かつ、<u>入居者</u>と同等以上の収入を有する者でなければならない。 2 前項の連帯保証人を立てることができない場合は、<u>入居者</u>の親族で、独立の生計を営み、かつ、<u>入居者</u>と同等以上の収入を有する者をもって連帯保証人としてすることができる。 (同居の承認等) 第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。 2 前項の場合において、同居させようとする者が暴力団員であるときは、市長は、<u>同居</u>の承認をしてはならない。 3 <u>市営住宅の入居者</u>は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったと
--	--

動があった日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第13条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、同居していた者が暴力団員であるときは、市長は、同項の承認をしてはならない。

3 第1項の承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実が生じた日から1月以内に承認の申請をしなければならない。

4 第1項の規定により承認を受けた者は、当該承認の日から14日以内に第10条第1項各号に掲げる手続をしなければならない。
この場合においては、同条第4項並びに第5項第1号及び第2号の規定を準用する。

(収入の申告等)

第15条 略

2 略

3 市長は、公営住宅法施行規則第8条各号に該当する入居者が、第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な

きは、当該異動があった日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、同居していた者が暴力団員であるときは、市長は、入居の承継に係る承認をしてはならない。

(収入の申告等)

第15条 略

2 略

3 市長は、公営住宅法施行規則第8条各号に該当する入居者が、第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な

事情にあると認めるときは、<u>同令第 9 条</u>に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。 4・5 略 (家賃の納付) 第17条 市長は、<u>入居指定日から入居者が市営住宅を明け渡した日</u>（第33条第 1 項又は第37条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの<u>期間について家賃を当該入居者から徴収する。ただし、第10条第 3 項の規定により入居の手続が完了した場合は、入居日から徴収する。</u> 2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は 1 月 2 日、同月 3 日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。 3・4 略 (敷金) 第19条 略 2 略 3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が市営	事情にあると認めるときは、<u>同省令第 9 条</u>に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。 4・5 略 (家賃の納付) 第17条 市長は、<u>入居者から第10条第 1 項の入居の手続が完了した日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日</u>（第33条第 1 項又は第37条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの<u>間、家賃</u>を徴収する。 2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日、<u>月の途中で入居した場合は入居手続が完了した日</u>）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は 1 月 2 日、同月 3 日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。 3・4 略 (敷金) 第19条 略 2 略 3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が市営
--	--

住宅を明け渡す<u>とき</u>にこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。	住宅を明け渡す<u>とき、</u>これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
4 略 (入居者の費用負担義務) 第23条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1) 電気、ガス<u>及び水道の料金並びに下水道使用料</u> (2) 略 (3) 共同施設又は給水施設、エレベーター及び污水处理施設の使用又は維持に要する費用 (4) 略 (入居者の保管義務)	4 略 (入居者の費用負担義務) 第23条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1) 電気、ガス、<u>水道及び下水道の使用料</u> (2) 略 (3) 共同施設又は給水施設、エレベーター及び污水处理施設の使用又は維持、<u>運営</u>に要する費用 (4) 略 (入居者の保管義務)
第24条 略 2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、<u>市長の指示に従い、</u>入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 (一時不在の承認)	第24条 略 2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 (一時不在の承認)
第26条 入居者が市営住宅を引き続き<u>1月</u>以上使用しないときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を得なければならない。 (模様替え等の制限)	第26条 入居者が市営住宅を引き続き<u>15日</u>以上使用しないときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を得なければならない。 (模様替え等の制限)
第29条 入居者は、市営住宅を<u>模様替えし、</u>	第29条 入居者は、市営住宅を<u>模様替</u>し、又

又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易な模様替えであって、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 略

3 第1項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、速やかに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(明渡し努力義務)

第31条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された者（以下「収入超過者」という。）は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第32条 収入超過者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項（令第8条第3項において準用する場合を含む。）に規定する方法によらなければならない。

3 第16条から第18条までの規定は、第1項の家賃について準用する。

は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 略

3 第1項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(明渡し努力義務)

第31条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第32条 第30条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第33条 市長は、第30条第2項の規定により高額所得者と認定された者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。ただし、その後の事情の変化により市長が特にやむを得ないと認める場合には、当該明渡し請求を取り消すことができる。

2～4 略

(高額所得者に対する家賃等)

第34条 高額所得者は、第14条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項本文の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。

3 略

(期間通算)

第35条 市長が第6条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた

(高額所得者に対する明渡し請求)

第33条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。ただし、その後の事情の変化により市長が特にやむを得ないと認める場合には、当該明渡し請求を取り消すことができる。

2～4 略

(高額所得者に対する家賃等)

第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項本文の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の損害賠償金を徴収することができる。

3 略

(期間通算)

第35条 市長が第6条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた

場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は用途廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条第1項の申出により入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(用途廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、用途廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者

場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条第1項の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、

の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査等)

第41条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の15日前までに市長に届け出て、第57条第1項の市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第29条第1項ただし書の規定により市営住宅を模様替えしたときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 偽りその他不正の行為により入居したとき。

(2)・(3) 略

(4) 正当な事由によらないで1月以上市営住宅を使用しないとき。

(5) 他に住居を取得し、生活の本拠を移したとき。

(6) 第12条、第13条又は第24条から第29条までの規定に違反したとき。

(7) 正当な事由によらないで第58条第1項の検査を拒んだとき。

(8)・(9) 略

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請

令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査等)

第41条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第29条の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2)・(3) 略

(4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。

(5) 第12条、第13条及び第24条から第29条までの規定に違反したとき。

(6)・(7) 略

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請

求を受けた入居者は、同項の期限までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に第17条第2項の規定により定められた納期限の翌日における法定利率による支払期後の利息を付した額の損害賠償金を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間にあつては、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第7号まで又は第9号の規定のいずれかに該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間にあつては、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第1項第8号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の損害賠償金を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第5号まで又は第7号の規定のいずれかに該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

(使用許可)

第43条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 略

(使用手続)

第44条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に申請しなければならない。

2・3 略

(使用料)

第45条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で規則で定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による規則で定める額を超えてはならない。

(使用許可)

第43条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 略

(使用手続)

第44条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に申請しなければならない。

2・3 略

(使用料)

第45条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第43条から前条までに定めるもののほか、第17条から第29条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第10条第1項」とあるのは「第44条第2項」と、「入居指定日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と、第19条中「入居時」とあるのは「使用開始時」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(使用者資格)

第51条 前条第1項の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第5条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とす

(準用)

第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第29条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第10条第1項」とあるのは「第44条第2項」と、「入居の手続が完了した日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(入居者資格)

第51条 前条第1項の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第5条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とす

るもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(2) 略

(準用)

第53条 第50条第1項の規定による市営住宅の使用については、同条第2項から前条までに定めるもののほか、第3条、第4条、第7条から第13条まで、第16条から第29条まで、第36条から第42条まで及び第58条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「前2条」とあるのは「第51条」と、第17条第1項中「第33条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、第36条第1項中「第14条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第20条による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明け渡しの請求又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場の管理

(駐車場の管理)

第54条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下この章において「駐車場」

るもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があるもの

(2) 略

(準用)

第53条 第50条第1項の規定による市営住宅の使用については、第50条第2項から前条までに定めるもののほか、第3条、第4条、第7条から第13条まで、第16条から第29条まで、第36条から第42条まで及び第58条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「前2条」とあるのは「第51条」と、第17条第1項中「第33条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、第36条第1項中「第14条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第20条による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明け渡しの請求又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場

(管理)

第54条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章及び規則の定め

という。)の管理は、この章及び規則の定めるところにより、行わなければならない。

(駐車場の名称及び位置)

第54条の2 駐車場の名称及び位置は、規則で定める。

(使用者資格)

第55条 駐車場を使用しようとする者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 入居者又は同居者であること。
- (2) 略
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第42条第1項第1号から第7号まで又は第9号の規定による住宅の明渡し請求を受けていないこと。
- (5) 駐車場の使用料の滞納がないこと。

(使用の申込み及び決定)

第55条の2 前条に規定する使用者資格のある者で、駐車場を使用しようとするものは、規則で定めるところにより使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定する。

3 市長は、第1項の規定により使用の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の

るところにより、行わなければならない。

(使用許可等)

第55条 駐車場を使用しようとする者は、次の各号に掲げる条件を具備する者で、市長の許可を受けたものでなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。

- (2) 略

- (3) 第42条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。

区画数を超える場合においては、規則で定めるところにより、公正な方法で選考して使用者として決定する。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、他の者に優先して当該駐車場を使用させることができる。

- 4 市長は、第2項又は前項の規定により使用者として決定した者（以下この章において「使用者」という。）に対し、その旨及び駐車場の使用が可能となる日を通知するものとする。

（使用料）

第55条の3 使用者は、駐車場の使用料を納付しなければならない。

- 2 駐車場の使用料の額は、近傍同種の駐車場の料金を限度として規則で定める額とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより駐車場の使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

- 4 第16条各号（第4号を除く。）の規定は、前項の規定による減免又は徴収の猶予について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「入居者又は同居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

る。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用料の額を変更することができる。

(1) 駐車場の土地の評価額又は物価の変動に伴い、駐車場の使用料を変更する必要があると認めるとき。

(2) 近傍同種の駐車場の料金との均衡上必要があると認めるとき。

(3) 駐車場について改良を施したとき。
(使用者の決定の取消し等)

第56条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使用者に対し、使用者としての決定を取り消し、期限を定めてその明渡しを請求することができる。

(1) 偽りその他不正の行為により使用者としての決定を受けたとき。

(2) 駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 略

(4) 正当な事由によらないで1月以上駐車場を使用しないとき。

(5) 第55条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 第42条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による駐車場の明渡しの請求につい

(使用許可の取消し等)

第56条 市長は、前条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。

(2) 略

(3) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(4) 前条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

て準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、第42条第2項中「前項」とあるのは、「第56条第1項」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、第42条第4項中「第1項第2号から第7号まで又は第9号」とあるのは「第56条第1項各号」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

(準用)

第56条の2 駐車場の使用については、第54条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第24条、第41条第1項及び第58条第1項の規定を準用する。

第6章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第56条の3 市営住宅等の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第56条の4 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 市営住宅等の管理に関する業務。ただし、市営住宅の入居者の決定その他法において市が行うこととされているものを除く。

(2) 市営住宅等の施設、設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が

市営住宅等の管理上必要と認める業務

第7章・第8章 略

第6章・第7章 略

別表（第2条の2関係）

名称	位置
岡田団地	岡田三丁目
安塚団地	安塚町、北玉垣町
一ノ宮団地	一ノ宮町
十宮団地	十宮三丁目
桜島団地	桜島町五丁目
ハイツ旭が丘	中旭が丘三丁目、 中旭が丘四丁目
高岡山杜の郷	高岡台四丁目
潮風の街磯山	東磯山二丁目
一ノ宮団地（特定 目的住宅）	一ノ宮町
一ノ宮地区内団地 （特定目的住宅）	一ノ宮町、高岡町
東玉垣第2団地 （特定目的住宅）	東玉垣町
南旭が丘団地	南旭が丘三丁目
鼓ヶ浦団地	寺家一丁目
東玉垣団地	東玉垣町

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第55条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、第56条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定及び第5章の次に1章を加える改正規定は、令

和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の鈴鹿市市営住宅条例（以下「新条例」という。）第 5 5 条の 2 第 1 項の規定による駐車場の使用の申込み、同条第 3 項の規定による駐車場の使用者としての決定及び第 5 6 条の 3 の規定による指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に行った公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者資格及び入居の手続については、新条例第 5 条、第 8 条第 5 項並びに第 1 0 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第 5 5 条の 3 第 1 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の駐車場の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。